

2017年度インド国家予算案について

(2017年3月)

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ニューデリー事務所

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ニューデリー事務所が現地会計事務所 KPMG に作成委託し、2017年3月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび KPMG は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび KPMG が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ニューデリー事務所

E-mail：IND@jetro.go.jp

The logo for JETRO, consisting of the word "JETRO" in a bold, serif font.

目次

1. はじめに.....	1
2. 重要施策.....	1
3. 直接税.....	1
(1) 法人税.....	1
(2) 個人所得税.....	3
4. 間接税.....	4
(1) 関税.....	4
(2) 物品税およびサービス税.....	4
5. おわりに.....	4

2017年度インド国家予算案について

1. はじめに

モディ政権にとって4度目（通年としては3度目）となるインド国家予算案が、2017年2月1日に国会に提出された。これは例年より1ヵ月早い対応であるが、これにより、年度当初からの予算実行が可能となることが最大の目的とされている。また、例年と異なり、鉄道予算案と統合した国家予算案が組まれており、重要施策のインフラ対策に関して、陸運と水運、空運が連携した複合的な予算組みをすることが狙いとされている。

予算案当日のインドの株式市場（SENSEX）は、486ポイント上昇、終値を28,142ポイントと高額紙幣廃止以前の水準まで戻しており、この事からも、サプライズのない、経済環境良化に資するバランスの取れた予算案であると、市場は一定の評価をしたと理解できる。

2. 重要施策

今回の予算案における重要施策として以下の10項目を掲げているが、これは昨年掲げた9つの重要施策が基本的に引き継がれている。今年的重要施策として新たに加わったのが、Digital Economyである。コンセプトとしては以前から唱えてはいたものの、高額紙幣廃止以降に、急速に注目が集っており、重要施策の一つとして位置づけられるのは当然の帰結である。

- Farmers
- Rural Population
- Youth
- The Poor and the Underprivileged
- Infrastructure
- Financial Sector
- Digital Economy
- Public Service
- Prudent Fiscal Management
- Tax Administration

3. 直接税

(1) 法人税

1) 税率

インド内国企業の9割が該当する、売上高5億以下のMSME(Micro, Small, Medium Enterprise)と呼ばれる小規模事業者に対する税率が25%になる。一方、2年前の予算案でコンセプトが公表された、内国法人全体の法人税率の5%引き下げについては今回もロードマップは公表されず、法人税の基本税率は、内国法人が30%、外国法人（支店やプロジェクトオフィスなど）が40%である。

2) 過大支払利子控除制限の導入

これは、実質資本と考えられるような借入金等の負債に対して支払われる利息は、損金算入を認めないとする制度である。

インドは G20 加盟国として、BEPS (Base Erosion and Profit Shifting) 行動計画に基づいて国内法制化を目指している。以下、制度概要である。

- 対象取引：インド非居住者である親会社等の関連会社に対する利息（親会社等が保証している場合も含む）
- 基準固定率：30%（純支払利子/EBITDA）
- 対象金額：1,000 万ルピー超
- 超過利子の繰り越し：8 年

基準固定比率が 30%を超え、1,000 万ルピー超の利息がある場合、発生した期に損金算入が認められない可能性がある。このため、負債による資金調達比率が大きな企業は留意が必要である。

3) 移転価格上の改定

① 国内関連当事者取引

インドでは、2 億ルピーを超える国内関連当事者取引について、移転価格に関するコンプライアンスが求められるが、これについては、税務免除を受けている企業に限定された。

② Secondary Adjustment コンセプトの検討

関連者間取引において、インドでの発生コストに一定のマークアップをして海外関連者に請求する際、税務当局との争いの結果、当初よりも高いマークアップ率で確定した場合の取り扱いが紹介（詳細および適用有無は不明）された。これは **Secondary Adjustment** というコンセプトで、当該差はインド会社からの貸付金としての性質があると判断、推定逸失利益に対して課税するというものである。

4) スタートアップ企業に対する優遇策

スタートアップ企業（2016 年 4 月 1 日以降、2019 年 3 月 31 日までに設立された企業で、売上 2 億 5,000 万 INR 以下の高度技術を有する企業）に対する優遇措置は以下のとおりである。

① 繰越欠損金の引き継ぎ

過半数を超える株主変更があった場合、繰越欠損金の引き継ぎは認められないが、スタートアップ企業の場合、起業時の株主が存在する限りにおいて、当該規定は免除され、繰越欠損金の引き継ぎが認められる。

② 免税措置

スタートアップ企業は、設立後 5 年間のうち、いずれか連続する 3 年間については法人税が免除されるが、今回、設立後 7 年間のうちいずれか連続する 3 年間と改定された。

(2) 個人所得税

1) 税率

25 万ルピー超 50 万ルピー以下所得に対し、基本税率が 5%引き下げられた。

所得金額 (ルピー)	現行税率	新税率
25 万以下	—	—
25 万超 50 万以下	10%	5%
50 万超 1 百万以下	20%	20%
1 百万超	30%	30%

2) サーチャージ

昨年度予算案にて、1,000 万ルピー超の所得がある場合、所得税額に対して 15%のサーチャージが課されることになったが、当該措置が拡大、課税所得が 500 万ルピー超 1,000 万ルピー以下の場合、所得税額に対して 10%のサーチャージが課される事になった。

3) その他

① キャピタルゲイン

非居住者が長期保有していた株式を譲渡する場合、これまで不明瞭であったキャピタルゲイン課税について、10%課税されることが明確になった。

② MAT (Minimum Alternate Tax : 最低代替税)

課税所得に基づく税額と、会計利益調整額に基づく税額 (MAT) のうち、いずれか大きい額をその年の法人税として支払うが、Ind-AS (India Accounting Standards : IFRS とコンバージェンスしたインド新会計基準) を適用する場合、これまでとは異なる MAT 算出ガイドラインに基づいて算出する必要がある。

③ MAT クレジットの繰越期間の延長

MAT は本来支払うべき課税所得の前払的性質を有しており、将来、課税所得により算出した税額を支払う場合、当該税額から控除することが可能であるが、この繰越期間が 10 年から 15 年に延長された。

④ ECB 利払い時の優遇税率

ECB (External Commercial Borrowings : 対外商業借入) に対する利息は、日印租税条約よりもインド国内法上の税率 (優遇税率 5%) が低いため、これを源泉税率とするが、当該優遇税率期限が、2017 年 7 月から 2020 年 7 月に延長された。

4. 間接税

(1) 関税

1) Make in India の推進

幾つかの輸入品に対して、基本関税率が低くなっている。方向性としては、インドで製造したい製品に関連する部品や製造装置など、モディ首相が掲げる「Make in India」推進が図られている。

2) デジタルエコノミーの促進

デジタルエコノミーを促進するために必要な機器の輸入、および当該製品製造部品に対する基本関税、相殺関税、特別追加関税は免除される。

(2) 物品税およびサービス税

1) 物品税

基本税率 12.5%に変更はない。一部物品については、関税同様「Make in India の推進」と「デジタルエコノミーの促進」のための改訂がなされている。

2) サービス税

① 長期リースにかかるサービス税

州政府産業開発公社に支払う長期リース料が、サービス税の課税対象外となった。なお、過去支払分についても還付する方向で調整がなされている。

② R&D cess の廃止

技術（製図、図書、技術役務など）を輸入した場合、R&D cess が課され、クレジットが取れずに企業のコストとなっていたが、これが廃止される。

5. おわりに

今回の予算案では、大きな税制改正はアナウンスされなかった。一方、軽く触れられただけで終わった GST こそが、2017 年度に実施される税制改正の中で最大の関心事である事に疑いはない。GST は既存の 17 ある間接税を一つに統一しようとするもので、既存間接税スキームとの比較で、シンプルになるとはいえるが、複数税率の存在、デュアル GST スキーム（複数種類の GST の存在）、（法人単位ではなく）州の拠点単位での申告など、GST 自体はそれほどシンプルな税制ではない。このため、各社における GST 対応も一定の準備期間を要する。特にコンプライアンス遵守の肝となる IT システムの対応は、資金、リソース、ナレッジなどの制限により、親会社等を含めた対応が必要である。施行開始が予定される 2017 年 7 月 1 日には、しっかりとコンプライアンス対応できるよう、グループをあげたサポート体制の構築が求められている。

以上